

令和 年 月 日議決・専決

令和 7年 9月30日施行

令和 7年 9月30日公布

令和 年 月 日適用

佐用町告示第 号

令和7年佐用町要綱第43号

佐用町就学前教育・保育施設整備交付金交付要綱

佐用町就学前教育・保育施設整備交付金交付要綱をここに公布する。

令和 7年 9月30日

佐用町長 庵 途 典 章

佐用町就学前教育・保育施設整備交付金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、こどもを安心して育てることができる体制を確保するため、就学前教育・保育施設の整備に対し、予算の範囲内において、就学前教育・保育施設整備交付金（以下「交付金」という。）を交付することに関して、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象事業)

第2条 補助の対象となる事業は、こども家庭庁が定める就学前教育・保育施設整備交付金交付要綱（令和6年9月9日こ成事第620号こども家庭庁長官通知）（以下「国交付要綱」という。）に基づく補助事業として採択された事業とする。

(交付対象事業等)

第3条 交付の対象となる事業（以下「交付対象事業」という。）、交付金の額その他の条件は、国交付要綱の定めるところによる。

(交付対象者)

第4条 交付金の対象となる者は、町内の認定こども園を運営又は運営予定の法人で、かつ、国交付要綱に基づき、国から就学前教育・保育施設整備交付金の交付決定を受けたものとする。

(交付金の交付申請)

第5条 交付金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、就学前教育・保育施設整備交付金交付申請書に次に掲げる書類を添えて、町長に提出するものとする。

(1) 収支予算書

(2) その他町長が必要と認める書類

(交付決定)

第6条 町長は、前条に規定する申請があったときは、当該申請に係る書類等の内容を審査し、就学前教育・保育施設整備交付金交付（不交付）決定通知書により、当該申請者に通知するものとする。

(交付金の概算払)

第7条 町長は、必要があると認めるときは、交付金の交付決定を受けた者（以下「交付事業者」という。）に対し、交付決定額を限度として概算払をすることができる。

2 交付事業者は、前項の規定による概算払を受けようとするときは、就学前教育・保育施設整備交付金概算払請求書を町長に提出するものとする。

(実績報告書)

第8条 交付事業者は、当該交付対象事業が完了したときは、事業完了の日から起算して30日以内又は町長が別に定める日のいずれか早い日までに、就学前教育・保育施設整備交付金実績報告書に次に掲げる書類を添えて、町長に提出するものとする。

(1) 収支決算書

(2) その他町長が必要と認める書類

(交付金の額の確定)

第9条 町長は、前条の規定による交付金実績報告書を受領したときは、当該報告に係る書類の審査及び必要に応じて行う調査等により、交付すべき交付金の額を確定し、就学前教育・保育施設整備交付金額確定通知書により通知するものとする。

2 町長は、確定した交付金の額（以下「確定額」という。）が交付決定額と同額であるときは、前項の規定による通知を省略することができる。

(交付金の請求)

第10条 交付事業者は、前条の規定により交付金の額が確定したときは、就学前教育・保育施設整備交付金請求書により交付金を請求するものとする。この場合において、第6条の規定により概算払を受けているときは、確定額から概算払の額（以下「概算払額」という。）を差し引いて請求するものとする。

2 交付事業者は、概算払額が確定額を超えているときは、町長が指定する日までその差額を就学前教育・保育施設整備交付金概算払精算書により精算しなければならない。

(書類の整備)

第11条 交付事業者は、当該事業に係る収入及び支出の状況を明らかにした帳簿を備え、かつ、収入及び支出について証拠書類を整理し、当該事業が完了した翌年度から5年間保管するものとする。

(交付決定の取消し及び交付金の返還)

第12条 町長は、交付事業者が国交付要綱の規定に反し、国から就学前教育・保育施設整備交付金の交付決定を取り消されたときは、交付金の全部又は一部を取り消し、当該取消しに係る交付金が既に交付されているときは、その返還を命ずるものとする。

(財産の処分の制限)

第13条 交付事業者は、交付対象事業により取得し、又は効用の増加した財産を町長の承認を受けないで、交付金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、交付金の交付の目的及び当該財産の耐用年数を勘案して町長が定める期間を経過した場合は、この限りでない。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、交付金の交付に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。